

事 案 調 書 (経営会議 経営調整会議 局経営会議)

参考資料⑥

開催日時 : 平成21年3月10日(火) 午前 午後11:30 ~ 12:10

事案担当課 : 生涯学習課 (内線 5212)

件名	「公民館の改修に関わる指針」に基づく公民館の改修予定について	□新規	■拡充 充実
総合計画の位置付け ■有 □無	政策名	生涯学習の推進	
	施策名	生涯学習関連施設の整備	
条例等制定・改廃 □有 ■無	条例名等	情報システム関連 □有 ■無	
提 案 由	<p>(背景及び必要性等)</p> <p>平成16年8月に策定した「公民館の改修に関わる指針」に基づき、昭和50年代後半に建設された公民館に係る大規模改修の予定について提案するもの</p>		
概 要	<p>「公民館の改修に関わる指針」に基づき、昭和50年代後半に建設された公民館を大規模改修の対象とし、その改修計画の方向性を定める。</p>		
事案の具体的内容	<p>(経過)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成13年公民館の「改革の基本的方向」策定 ・ 平成16年「公民館の改修に関わる指針」策定 公民館の改修に係る基本的な考え方を定めた。 ・ 昭和50年代前半に建設された公民館の大規模改修の実施 平成18年 大沢公民館 平成19年 田名公民館 平成20年 新磯公民館 <p>昭和50年代前半に建設された公民館に係る大規模改修は、麻溝公民館を除き終了。</p> <p>* 麻溝公民館については、県道52号(相模原町田線)の道路整備が予定されているため、その進捗状況に合わせて改修スケジュールを検討することとした。</p> <p>(内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「公民館の改修に関わる指針」における改修事業の基本方針等についての考え方はそのまま引き継ぎ、昭和50年代後半に建設された次の公民館等の大規模改修計画を策定するもの。 (小山公民館、相原公民館、清新公民館、星が丘公民館、中央公民館、麻溝公民館、津久井中央公民館、相武台公民館) ・ 単独設置公民館の大規模改修の順番は、建設年度を基本とするが、施設の現状及び利用状況等を総合的に勘案し決定する。 ・ 相武台公民館については、出張所を含めた移転の地元要望があり、「検討委員会」を地元へ設置する。 ・ 麻溝公民館については、移転が必要であることから、別途、「検討委員会」を地元へ設置する。 ・ 津久井中央公民館については、平成21年度中にあり方を検討し、その結果を受けて対応する。 		

<p>経費・事業対象その他</p>	<p>(経費) 1館当たり 概ね 実施設計1千万円、改修工事3億円</p>
<p>課題</p>	<p>・敷地が狭小な場合における公民館及び駐車場用地の確保</p>
<p>検討経過</p>	<p>・平成21年2月2日 教育行政調整会議 ・平成21年2月4日 主管会議</p>
<p>経営調整会議・主管会議での主な意見・結果</p>	<p>○ 平成17年度に建築基準法が改正(19年度施行)され、50㎡以上の増築をする場合には、既存部分を含め全ての建物において現行の基準を満足していることとされた。 現行の構造基準を満足させるには、構造確認が必要となり、かなりの財政負担が予想される。また、用途地域が厳しい公民館にあっては増築を行う際、増築が可能か否か、良く調査を行う必要がある。</p> <p>○ 相武台公民館の改修スケジュールは。 → 相武台公民館については、地元から磯の台小学校跡地への移転要望がある。地元で検討委員会を作らないとスケジュールを決められない。</p> <p>○ 相武台地区からホール付の出張所・公民館建設の要望があるとのことだが、ホール建設となると、公民館改修と次元が違う話である。ホール建設は、公民館レベルで考えてよいのか。また、地元要望があるというだけで作ってよいのか。 → ホールということでは、津久井中央公民館も同様であるが、このような併設館の場合、建設主体がどこになるのかということも含めて論議が必要である。市長部局と一緒に進めていきたい。</p> <p>○ 麻溝公民館について、検討委員会の立ち上げ時期は。 → 県は、平成22年に新道路整備計画を策定するので、平成21年度中には、概ね拡張工事の概要が分かる。それを見てからスケジュールを立てることになるが、平成21年度中に立上げていきたい。</p>
<p>[□経営調整会議の結果] [■主管会議の結果]</p>	<p>一部を修正して局経営会議にあげる</p>